

ごあいさつ

平素は山梨中央銀行に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日頃なじみのない相続のお手続きは、何かとご不明な点多いのではないのでしょうか。

本冊子は相続に関する一般的な手続きについて解説し、みなさまのお役に立てるよう作成いたしました。

法律にかかわる事項に関しましては、弁護士をはじめ専門家にご相談いただくことをお勧めいたしますが、相続手続きの一助としてご利用いただければ幸いです。

なお、具体的な相続手続きならびに本冊子に関するお問い合わせにつきましては、お取引の山梨中央銀行本支店まで、お気軽にお問い合わせください。

株式会社 山梨中央銀行

目次

相続手続きの流れ	相続手続きの流れ(タイムテーブル) …… P1・2
相続の発生	相続の資格がある方について …… P3 相続対象となる財産について …… P4
相続財産の分け方	法定相続分の割合 …… P5 相続財産の分け方3つの方法 …… P5 遺言書の種類 …… P6 遺産分割協議と遺産分割協議書 …… P8 家庭裁判所への調停・審判 …… P8
相続の方法	相続【3つの方法】 …… P9 相続放棄とは? …… P9 限定承認とは? …… P10 相続権を失う場合って、どんなとき? …… P10
血縁者の再確認	法定相続人を調べるために必要な書類とは? …… P11 改製原戸籍について …… P13 戸籍を調べましょう …… P14 相続人が行方不明の場合の相続手続きについて …… P15 相続人不存在になる場合 …… P16 相続人に未成年者がいる場合 …… P16
銀行のお手続き	相続財産である預金の払い戻しについて …… P17 小切手・手形の引き落としについて …… P17 入金処理について …… P17 お借入れがある場合について …… P17 金融機関でのお手続き …… P18
用語インデックス	…… 巻末

相続手続きの流れ(タイムテーブル)

お亡くなりになったその時点から、相続は始まっています。
 葬祭の行事が終わった後も、さまざまなお手続きが必要となります。
 タイムテーブルをもとにご説明いたしますのでご確認ください。

【タイムテーブルの一例】



【解説】

相続とは

相続とは、故人様の財産(以下「相続財産」といいます)を、その方と一定の親族関係にある方々が引き継ぐことをいいます。

相続人と被相続人とは

相続人	被相続人
相続財産を引き継ぐ方	相続財産を引き継がれる方(故人様)

用語解説

準確定申告とは

確定申告すべき人が申告前に亡くなられた場合、相続人は死亡の事実を知った日から4ヶ月以内に被相続人の所得税の確定申告および納税を行う必要があります。



「このような流れになっているんですね。」

上記は一般的な流れになりますが、この順番でなければならないという決まりはございません。

どなたが、どのような財産を引き継げるのか？

相続のために必要な情報として、どなたに相続の資格があるのか、また被相続人のどのような財産を相続できるのかについてご説明いたします。

相続の資格がある方について

法定相続人(法律の定める相続人)は以下のとおりです。

1 配偶者(常に相続人)

※法律上、婚姻関係にある方を配偶者とみなします。 ※内縁関係の方や離婚された方は相続人とはなりません。

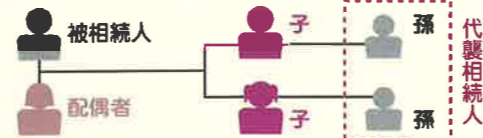
2 血縁者(次の順位で相続人)

第1順位

直系卑属 被相続人の子(養子、胎児も含む)またはその代襲相続人 用語解説 代襲相続とは? 参照

※子には非嫡出子(法律上の婚姻関係にない男女間に生まれた子)も含まれます。

直系卑属が1人もいない場合、または全員相続放棄した場合



第2順位

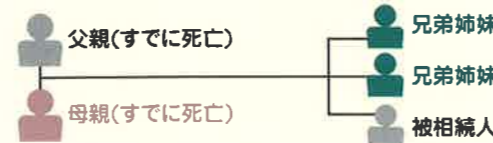
直系尊属 被相続人の両親・祖父母など

直系尊属が1人もいない場合、または全員相続放棄した場合



第3順位

被相続人の兄弟姉妹とその代襲相続人



※図では、被相続人が男性と仮定して表しています。

ポイント!

養子と実子

相続では、養子は実子と同様にみなされます。逆に養父母も、実父母と同様となり、相続の資格が発生します。
※特別養子(養子が戸籍上も実親との親子関係を断ち切り、養親が養子を実子と同じ扱いにする縁組のこと)の場合は、実父母との関係がなくなるので注意が必要です。

実子や養子以外の子が相続人となる場合

認知した子は、実子や養子と同様に相続人となり、非嫡出子(※)として、法定相続分は嫡出子の1/2を受け取れます。また、遺言により相続財産を受け取れる対象になる場合や、遺言によって死後に認知されることで相続人となる場合もあります。
(※)法律上の婚姻関係にない男女間に生まれた子

用語解説

代襲相続とは?

相続人になるはずだった人が被相続人の死亡以前に死亡、または相続権がなくなっている場合 **P10** に発生するのが代襲相続です。相続人になるはずだった人が「子」の場合は「孫」が代襲相続人となり、「孫」が亡くなっている場合などは「ひ孫」が代襲相続人となります。これを再代襲相続といいます。兄弟姉妹の場合は、その子(被相続人の甥や姪)までが代襲相続人で、再代襲相続は認められません。

のか？

「なるほど。結構あるんですね。」



相続対象となる財産について

税法上のおもな相続財産は以下の通りで、金銭に見積もることができる**経済的価値のあるものすべて**とされています。

種類	主な財産
不動産	土地/田畑・宅地・山林・その他の土地 など 建物/家屋・貸家・工場・倉庫 など
一般動産	貴金属・家庭器具・農機具・車 など
美術品	書画・骨董品 など
株式および出資	株式・会社や農協等への出資 など
権利	土地/借地権・定期借地権・地上権・永小作権 など 家屋/借家権 など 無形財産権/意匠権・商標権・著作権・特許権・実用新案権・出版権 など
信託受益権	信託の利益を受ける権利
公社債	利子公社債・割引債・転換社債 など
みなし相続財産	定期金に関する権利/死亡保険金・退職手当金・終身年金 など 生命保険契約に関する権利 ※税法上の相続財産であり、民法上の相続対象とならないものもあります。
その他の財産	預貯金・貸付金・売掛金・未収入金・受取手形・ゴルフ会員権 など 果樹・立竹木 など 棚卸商品/商品・原材料・半製品・仕掛品・生産品 など 生き物/牛・馬・犬・鳥・魚 など 船舶/漁船・ボート・ヨット など

※「相続財産」に該当するものについて、詳しくは関係機関や税務などの専門家の方にご相談ください。

ポイント!

借金も相続財産?

相続される財産は、経済的価値のあるものすべてとされていますが、被相続人の借入金などの債務(「マイナスの相続財産」または「消極財産」などと呼ばれています)も相続財産に含まれます。これは、民法上、「相続人は、…被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」とされているとおり、「権利」だけでなく「義務」も含まれるためです。

法定相続分

相続人がそれぞれどれだけの相続財産を相続するか、その割合を**相続分**と
いいます。法律で定められた相続分（**法定相続分**）は以下の通りです。また、
相続財産の分け方（**遺産分割**）の流れもご確認ください。

法定相続分の割合

相続人の順位		法定相続分		
		配偶者がいる場合	配偶者がいない場合	
1	子などがいる場合	配偶者1/2	直系卑属(子など)1/2	直系卑属(子など)100%
2	子などがいない 親などがいる場合	配偶者2/3	直系尊属(親など)1/3	直系尊属(親など)100%
3	子も親もいない 兄弟姉妹などがいる場合	配偶者3/4	兄弟姉妹など1/4	兄弟姉妹など100%

相続財産の分け方3つの方法

財産の分け方には以下の3つの方法があります。

1 遺言書の内容にしたがって分ける(遺言書がある場合)

遺言書がある場合に限られます。遺言書に記載されている内容で相続人自身が分ける方法と、第三者に
分け方を決めてもらう方法(この場合の相続分を「指定相続分」といいます)があります。

P6 「遺言書があった場合はどうすればいいの?」をご確認ください。

2 話し合いによって分ける(遺言書がない場合)

遺言書がない場合に相続人全員で話し合っ決めて分ける方法です。これを「遺産分割協議」といいます。基本的に
法定相続分にしたがって分けることとなりますが、さまざまな事情を考慮し、法定相続分と異なる分割をすることも
可能です。その際、「遺産分割協議書」を作成する必要があります。

「遺産分割協議書」については **P8** をご確認ください。

3 家庭裁判所に、遺産分割の申立を行って分ける

話し合いがまとまらない場合、裁判所に調停の申立を行い、調停でも決まらない場合は審判となります。

「調停・審判」については **P8** をご確認ください。

遺言書があった場合はどうすればいいの?

遺言書をご確認ください。種類によっては、家庭裁判所での手続きが必要と
なる場合があります。

お手続きを怠ると5万円以下の過料の対象となりますのでご注意ください。

家庭裁判所の検認
(または確認)が
必要な遺言書

- ・自筆証書遺言
- ・秘密証書遺言
- ・一般危急時遺言
(臨終遺言)
- ・難船危急時遺言
(船舶遭難者遺言)

「種類によっては
家庭裁判所の
手続きが必要だよ。」



遺言書の種類

遺言書	普通方式	自筆証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> ●日付や署名を含むすべての内容が自筆で書かれている 必要があり、遺言者自身が作成し、同人の押印があるもの。 ●封印されている場合は、家庭裁判所で相続人全員の 立会いでのみ開封することが可能。 <small>※裁判所外での開封は5万円以下の過料の対象、「秘密証書遺言」と 同様です。</small>
		公正証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> ●公証人と呼ばれる人が遺言者の言葉を代筆したもの。 ●さらに、遺言者・証人が正確であることを確認し各々が 署名・押印されているものに限りします。 <small>※原本は、公証人役場に保管されます。</small>
		秘密証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> ●遺言者自身が作成し、封印したもの。 ●自分の遺言であることを証人立会いのもとに公証人に 申述してあるものに限りします。 <small>※内容は自筆でなくても良いとされています。</small>
	特別方式	危急時遺言	一般危急時遺言(臨終遺言)
			難船危急時遺言(船舶遭難者遺言)
		隔絶地遺言	一般隔絶地遺言(伝染病隔離者遺言) 船舶隔絶地遺言(在船者遺言)

※特別方式の遺言とは、死亡の危険にさらされたり、隔絶されたり、特別な状況においてのみ認められる遺言のことをいいます。

用語解説

遺言執行者とは？

全相続人の代理人として、遺言の執行に必要なすべての行為を行う権利義務を持っているのが「遺言執行者」です。遺言執行者がいる場合、各相続人は相続発生と同時に相続財産に対しての管理・処分権を失うことになります。したがって、各相続人は対象となる相続財産を遺言執行者の承諾なく勝手に処分することができませんのでご注意ください。

金融機関でのお手続きについて

遺言執行者の方だけでお手続きができる場合と遺言執行者に加え相続人の方からの署名・押印も必要となる場合があります。お取引の金融機関にご相談ください。

遺言執行者の決定方法(選任)

- ①遺言による指定
- ②遺言により指定の委託を受けた受託者の指定
- ③家庭裁判所による選任

以下の場合に家庭裁判所へ選任を求めることができます。

- ①②がない場合
- 指定された方が承諾しなかった場合
- 遺言執行者が亡くなった場合



用語解説

遺留分とは？

遺言者は、「1人だけにすべての財産を相続させる」など、相続財産の分け方を自由に指定することができますが、法律では法定相続人(兄弟姉妹を除く)に対し、一定割合の相続分を保障しています。これを遺留分といいます。

指定相続分を減らすこともできます

遺留分が認められている法定相続人は、遺言などで指定された相続人の相続する割合を減らす請求を行うこともできます。これを遺留分減殺の請求といいます。

遺言書がない場合はどうすればいいの？

遺産分割協議と遺産分割協議書

P5 でも述べたように、遺言がない場合は相続人全員の話し合いによって相続財産の分け方を決める「遺産分割協議」を行います。その際、話し合いが合意したという証拠として相続人全員により「遺産分割協議書」を作成し持つことをお勧めいたします。「遺産分割協議書」に決まった形式はありませんが、実際のお手続きに使用する場合は相続人本人が自署、実印を押印する必要があります。

家庭裁判所への調停・審判

相続人の間で話し合いがつかない場合は、家庭裁判所に調停の申立を行うことができます。

調停と審判

裁判官・調停委員が相続人それぞれの話を聞きながら、よりよい解決策を探していきます。それによって合意が成立した場合は、調停調書を作成します。これは、審判や判決と同様の効力があります。調停で合意に至らない場合は、調停不成立となり審判や訴訟に移行することとなります。

裁判所以外でも相談ができます。

弁護士会

各自治体

など

上記の機関でも法律相談を行っていますので、ご利用ください。



「なるほど。遺産分割協議書を作成し持つべきですね。」

「どうしてもまとまらない場合は調停調書の作成も必要になるんですね。」



相続財産は受け取らないという選択も

あります。

相続【3つの方法】

相続には、大きく分けて以下の3種類の方法があります。

単純承認	限定承認	相続放棄
<ul style="list-style-type: none"> ● 意思表示するか、手続きをしなければ、自動的に財産に関するすべての義務・権利を引き継ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を引き継ぐ。 ● 相続人全員が共同して、家庭裁判所に申し立てる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相続に関するすべての義務・権利を引き継がない。 ● 家庭裁判所に、相続人ひとりひとりが申し立てる必要がある。

上記のうち、**単純承認・限定承認**は、相続財産のすべて、または一部を引き継ぎます。しかし、相続財産をまったく引き継がない、という方法を取ることも可能です。これを、**相続放棄**といいます。

相続放棄とは？

相続財産は、法定相続人が承継します。

相続財産には、被相続人の財産だけでなく、**債務**（P4 ポイント! 借金も相続財産? 参照）も含まれるため、マイナスの財産（債務）がプラスの財産よりも多い場合、相続放棄という選択も取ることができます。また、残された配偶者に全財産を相続させたい場合、他の相続人が相続権を放棄する場合があります。

【相続放棄の注意点】

- 相続放棄は、家庭裁判所で「**相続放棄の申述**」（財産相続を放棄するためのお手続き）を行う必要があります。相続人同士の話し合いで「相続財産はいらない」と言っても、法律上の相続放棄にはなりません。
- 相続放棄を行う場合、相続人ひとりひとりが、それぞれ家庭裁判所に「**相続放棄の申述**」を行う必要があります。
- 申述できる期間は、**相続の開始を知った日から原則3ヶ月以内**です。**相続開始前の相続放棄はできません**。
- 相続人が相続財産を処分するなどの一定の行為を行った場合、その相続人の放棄は認められない場合があります。
- 相続放棄を行うと、**はじめから相続人ではなかったという扱い**になるため、**代襲相続**（P3 用語解説 代襲相続とは? 参照）も発生しません。
- 相続放棄のお手続きをしますと、特別な事情がある場合を除き、**取消しができません**。

⚠ 相続放棄したために……

Aさんは今年で24歳。実家は、ぶどう園を経営しています。先日、お父さんが亡くなり、相続財産を分配することになりました。相続人は、お母さんとAさんの2名です。

長い間、お父さんと2人でぶどう畑の手入れをし、家業を支えてきたお母さん。Aさんは、「お母さんに財産を全部相続してもらおう」と決め、相続放棄の手続きを家庭裁判所で行いました。ところが!! この相続放棄によって、お父さんのご両親が、法律上の遺産相続人になりました。Aさんは慌てて、事情を説明することになりました。幸い、おじいさんとおばあさんもAさんと同じ意見だったため、遺産分割協議で、お母さんが全財産を相続することに同意してくれました。

場合によっては相続手続きが難しいものになったり、争いのきっかけになったりする可能性もありますので注意が必要です。



（「相続の資格がある方について」は P3 をご覧ください）

限定承認とは？

相続を考える際、プラスの財産とマイナスの財産、どちらが多いかわからない場合があります。そのような場合、**限定承認**という選択が可能です。

限定承認とは、「**マイナスの財産（債務など）も引き継ぐが、それは引き継いだプラスの財産の範囲内で負担する**」というものです。借金や債務などのマイナスの財産が、プラスの財産より多い場合、自分自身の財産からその弁済をする必要はありません。

❓ どうすれば限定承認ができる？

- 家庭裁判所に申述する必要があります。その際、相続人全員の意見が一致していなければ限定承認はできません。
- 相続放棄同様、**相続開始を知った日から3ヶ月以内**に申述する必要があります。

相続権を失う場合って、どんなとき？

例えば、以下のような場合、財産を相続する権利を失います。

- 故意に、被相続人や法定相続分において、自己と同一順位または先順位の他の相続人を死亡させたり、遺言書を偽造するなど、**相続のために犯罪行為を行った場合**は、相続権を失います。これを**相続欠格**といいます。
- 虐待や侮辱、非行行為などを生前の被相続人に対して行い、家庭裁判所が被相続人による申立を認めた場合、**相続廃除**の扱いになります。

※相続欠格や相続廃除の場合、相続放棄と異なりますので**代襲相続**（P3 用語解説 代襲相続とは? 参照）は認められています。

